

専利標識の表示弁法

2012年5月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

『専利標識の表示弁法』（第 63 号）

第六十三号

『専利標識の表示弁法』は、局務会議で審議の上採択されたため、これを公布し、2012年5月1日より施行する。

局長 田力普
二〇一二年三月八日

専利標識の表示弁法

第一条 専利標識の表示方法を規範化し、正常な市場経済秩序を維持するため、『中華人民共和国専利法』（以下専利法という）及び『中華人民共和国専利法実施細則』の関連規定に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 専利標識を表示する場合、本弁法に従って表示しなければならない。

第三条 専利業務を管理する部門は、自行政区域内における専利標識の表示行為の監督管理を担当する。

第四条 専利権付与後の専利権の有効期間内、専利権者若しくは専利権者から同意を得て専利標識の表示権を有する被許諾者は、その専利製品や専利方法によって直接獲得される製品、同製品の包装又は同製品の説明書などに専利標識を表示することができる。

第五条 専利標識を表示する場合、下記の内容を明記しなければならない。

(一) 中国語による専利権の種類、例えば中国専利・中国実用新案・中国意匠など

(二) 国家知識産権局から付与された専利権の専利番号

上記の内容のほか、その他の文字や図形記号を加えても良いが、加える文字や図形記号及びその表示方法は、公衆を誤認させるものであってはならない。

第六条 専利方法によって直接獲得される製品、同製品の包装又は同製品の説明書などに専利標識を表示する場合、中国語で同製品が専利方法によって獲得された製品である旨を明記しなければならない。

第七条 専利権が付与される前に製品や同製品の包装又は同製品の説明書などに表示する場合、中国

語で中国における専利出願の種類や専利出願番号を明記し、さらに「専利出願中、権利未付与」という文言を明記しなければならない。

第八条 専利標識の表示が本弁法の第五条、第六条若しくは第七条の規定に適合しない場合、専利業務を管理する部門は是正を命じる。

専利標識の不当表示で、専利詐称行為となる場合、専利業務を管理する部門は専利法第六十三条の規定に基づいて処罰する。

第九条 本弁法は、国家知識産権局が解釈の責任を持つ。

第十条 本弁法は、2012年5月1日より施行する。2003年5月30日付けの国家知識産権局令第二十九号にて公布された『専利記号と専利番号の表示方式の規定』は同時に廃止する。

出所：

2012年3月12日付け国家知識産権局ホームページ（下記URL）を基に、JETRO 北京事務所にて日本語仮訳を作成。

http://www.sipo.gov.cn/zwgs/ling/201203/t20120312_650309.html